

特別養護老人ホーム鹿田の庄 短期入所利用料金表(利用者負担1割)

| 基本料金 | 要介護度 | 費用 | 内訳(介護費用+食費+居住費) |
|------|------|-----------|-------------------------------------|
| | 要支援1 | 3,930 円/日 | 532円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要支援2 | 4,058 円/日 | 660円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護1 | 4,106 円/日 | 708円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護2 | 4,175 円/日 | 777円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護3 | 4,251 円/日 | 853円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護4 | 4,322 円/日 | 924円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護5 | 4,391 円/日 | 993円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |

| | | | |
|----------------------|------------------|---|--|
| 加算 | 送迎加算 | 188 円/日 | 施設の送迎車を使用して送迎を行った場合(片道料金) |
| | 療養食加算 | 9 円/回 | 医師が管理して療養食を提供した場合 |
| | 機能訓練体制加算 | 13 円/日 | 機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算 |
| | 個別機能訓練加算 | 57 円/日 | 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練計画を作成し、3か月毎に一回以上、居宅を訪問した上で利用者家族に機能訓練の内容と訓練の進捗状況を伝え見直しを行った場合に加算 |
| | 看護体制加算 | 4 円/日(Ⅰ) | 常勤の看護師を1名以上配置している場合 |
| | | 9 円/日(Ⅱ) | 当施設の看護職員により、24時間の連携体制(オンコール体制)を確保している場合 |
| | | 13 円/日(Ⅲ) | 看護体制加算Ⅰを満たし、前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 |
| | | 24 円/日(Ⅳ) | 看護体制加算Ⅱを満たし、前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 |
| | 夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 19 円/日 | 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算 |
| | 在宅中重度者受入加算 | 429 円/日:(1) | 居宅において訪問看護を利用されている方が、当サービスご利用中にその訪問看護事業者から派遣された看護職員に健康上の管理等を行わせた場合。(1)看護体制(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定 (2)看護体制(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定 (3).(1)(2)のいずれの看護体制加算も算定 (4)看護体制を算定していない |
| | | 424 円/日:(2) | |
| | | 420 円/日:(3) | |
| | | 433 円/日:(4) | |
| | 医療連携強化加算 | 59 円/日 | 看護体制加算(Ⅱ)を算定した上で、看護職員の定期巡回により急変の予測や早期発見に努め、急変時の医療方針について合意を得た上で、主治医と連絡が取れない場合に備えての協力医療機関との取り決めを行い、以下の状態の利用者に介護を提供した場合。イ.喀痰吸引 ロ.人工呼吸器 ハ.中心静脈栄養 ニ.人工腎臓 ホ.常時のモニター ヘ.人工膀胱または人工肛門 ト.経鼻栄養または胃瘻等の経管栄養 チ.褥瘡治療 リ.気管切開 |
| | サービス提供体制強化加算 | 23 円/日:(Ⅰ) | Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上 または勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつ質の向上に資する取り組みを実施していること Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、または介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上、または直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者が占める割合が30%以上 |
| | | 19 円/日:(Ⅱ) | |
| | | 7 円/日:(Ⅲ) | |
| | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 204 円/日 | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用する事が適当であると判断した場合に7日を限度として加算 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 122 円/日 | 若年性認知症利用者に対して加算 | |
| 緊急短期入所受入加算 | 92 円/日 | 計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合7日間を限度として加算 | |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 所定単位数の6.0% | 介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数の2.7% | 特定介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 特定介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 所定単位数の2.3% | 特定介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 短期生活令和3年9月30日までの上乗せ分 | 所定単位数の0.1% | 新型コロナウイルス感染症対応加算(令和3年9月30日以降は見直し) | |

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。

○予防給付(要支援1,要支援2の方)には「看護体制加算Ⅰ」「看護体制加算Ⅱ」「看護体制加算Ⅲ」「看護体制加算Ⅳ」「夜勤職員配置加算Ⅱ」、「在宅中重度受入加算」「医療連携強化加算」「緊急短期入所受入加算」は適応されません。

特別養護老人ホーム鹿田の庄 短期入所利用料金表(利用者負担2割)

| | 要介護度 | 費用 | 内訳(介護費用+食費+居住費) |
|----------------------|--------------|--|--|
| | 基本料金 | 要支援1 | 4,462 円/日 |
| 要支援2 | | 4,718 円/日 | 1320円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| 要介護1 | | 4,814 円/日 | 1416円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| 要介護2 | | 4,952 円/日 | 1554円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| 要介護3 | | 5,103 円/日 | 1705円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| 要介護4 | | 5,245 円/日 | 1847円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| 要介護5 | | 5,383 円/日 | 1985円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| 加算 | 送迎加算 | 375 円/日 | 施設の送迎車を使用して送迎を行った場合(片道料金) |
| | 療養食加算 | 17 円/回 | 医師が管理して療養食を提供した場合 |
| | 機能訓練体制加算 | 25 円/日 | 機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算 |
| | 個別機能訓練加算 | 114 円/日 | 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練計画を作成し、3か月毎に一回以上、居宅を訪問した上で利用者家族に機能訓練の内容と訓練の進捗状況を伝え見直しを行った場合に加算 |
| | 看護体制加算 | 8 円/日(Ⅰ) | 常勤の看護師を1名以上配置している場合 |
| | | 17 円/日(Ⅱ) | 当施設の看護職員により、24時間の連携体制(オンコール体制)を確保している場合 |
| | | 25 円/日(Ⅲ) | 看護体制加算Ⅰを満たし、前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 |
| | | 47 円/日(Ⅳ) | 看護体制加算Ⅱを満たし、前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 |
| | 夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 37 円/日 | 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算 |
| | 在宅中重度者受入加算 | 857 円/日:(1) | 居宅において訪問看護を利用されている方が、当サービスご利用中にその訪問看護事業者から派遣された看護職員に健康上の管理等を行わせた場合。(1)看護体制(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定 (2)看護体制(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定 (3).(1)(2)のいずれの看護体制加算も算定 (4)看護体制を算定していない |
| | | 848 円/日:(2) | |
| | | 840 円/日:(3) | |
| | | 865 円/日:(4) | |
| | 医療連携強化加算 | 118 円/日 | 看護体制加算(Ⅱ)を算定した上で、看護職員の定期巡回により急変の予測や早期発見に努め、急変時の医療方針について合意を得た上で、主治医と連絡が取れない場合に備えての協力医療機関との取り決めを行い、以下の状態の利用者に介護を提供した場合。イ.喀痰吸引 ロ.人工呼吸器 ハ.中心静脈栄養 ニ.人工腎臓 ホ.常時のモニター ヘ.人工膀胱または人工肛門 ト.経鼻栄養または胃瘻等の経管栄養 チ.褥瘡治療 リ.気管切開 |
| | サービス提供体制強化加算 | 45 円/日:(Ⅰ) | Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上 または勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつ質の向上に資する取り組みを実施していること Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、または介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上、または直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者が占める割合が30%以上 |
| | | 37 円/日:(Ⅱ) | |
| 13 円/日:(Ⅲ) | | | |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 407 円/日 | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用する事が適当であると判断した場合に7日を限度として加算 | |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 244 円/日 | 若年性認知症利用者に対して加算 | |
| 緊急短期入所受入加算 | 183 円/日 | 計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合7日間を限度として加算 | |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 所定単位数の6.0% | 介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数の2.7% | 特定介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 特定介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 所定単位数の2.3% | 特定介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 短期生活令和3年9月30日までの上乗せ分 | 所定単位数の0.1% | 新型コロナウイルス感染症対応加算(令和3年9月30日以降は見直し) | |

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。

○予防給付(要支援1,要支援2の方)には「看護体制加算Ⅰ」「看護体制加算Ⅱ」「看護体制加算Ⅲ」「看護体制加算Ⅳ」「夜勤職員配置加算Ⅱ」、「在宅中重度受入加算」「医療連携強化加算」「緊急短期入所受入加算」は適応されません。

特別養護老人ホーム鹿田の庄 短期入所利用料金表(利用者負担3割)

| 基本料金 | 要介護度 | 費用 | 内訳(介護費用+食費+居住費) |
|------|------|-----------|--------------------------------------|
| | 要支援1 | 4,994 円/日 | 1596円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要支援2 | 5,378 円/日 | 1980円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護1 | 5,522 円/日 | 2124円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護2 | 5,729 円/日 | 2331円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護3 | 5,955 円/日 | 2557円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護4 | 6,169 円/日 | 2771円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |
| | 要介護5 | 6,376 円/日 | 2978円+1392円(朝304円・昼584円・夕504円)+2006円 |

| | | | |
|----------------------|--------------|--|--|
| 加算 | 送迎加算 | 562 円/日 | 施設の送迎車を使用して送迎を行った場合(片道料金) |
| | 療養食加算 | 25 円/回 | 医師が管理して療養食を提供した場合 |
| | 機能訓練体制加算 | 37 円/日 | 機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算 |
| | 個別機能訓練加算 | 171 円/日 | 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練計画を作成し、3か月毎に一回以上、居宅を訪問した上で利用者家族に機能訓練の内容と訓練の進捗状況を伝え見直しを行った場合に加算 |
| | 看護体制加算 | 12 円/日(Ⅰ) | 常勤の看護師を1名以上配置している場合 |
| | | 25 円/日(Ⅱ) | 当施設の看護職員により、24時間の連携体制(オンコール体制)を確保している場合 |
| | | 37 円/日(Ⅲ) | 看護体制加算Ⅰを満たし、前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 |
| | | 70 円/日(Ⅳ) | 看護体制加算Ⅱを満たし、前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 |
| | 夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 55 円/日 | 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算 |
| | 在宅中重度者受入加算 | 1285 円/日:(1) | 居宅において訪問看護を利用されている方が、当サービスご利用中にその訪問看護事業者から派遣された看護職員に健康上の管理等を行わせた場合。(1)看護体制(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定 (2)看護体制(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定 (3).(1)(2)のいずれの看護体制加算も算定 (4)看護体制を算定していない |
| | | 1272 円/日:(2) | |
| | | 1260 円/日:(3) | |
| | | 1297 円/日:(4) | |
| | 医療連携強化加算 | 177 円/日 | 看護体制加算(Ⅱ)を算定した上で、看護職員の定期巡回により急変の予測や早期発見に努め、急変時の医療方針について合意を得た上で、主治医と連絡が取れない場合に備えての協力医療機関との取り決めを行い、以下の状態の利用者に介護を提供した場合。イ.喀痰吸引 ロ.人工呼吸器 ハ.中心静脈栄養 ニ.人工腎臓 ホ.常時のモニター ヘ.人工膀胱または人工肛門 ト.経鼻栄養または胃瘻等の経管栄養 チ.褥瘡治療 リ.気管切開 |
| | サービス提供体制強化加算 | 67 円/日:(Ⅰ) | Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上 または勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつ質の向上に資する取り組みを実施していること Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、または介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上、または直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者が占める割合が30%以上 |
| | | 55 円/日:(Ⅱ) | |
| | | 19 円/日:(Ⅲ) | |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 611 円/日 | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用する事が適当であると判断した場合に7日を限度として加算 | |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 366 円/日 | 若年性認知症利用者に対して加算 | |
| 緊急短期入所受入加算 | 275 円/日 | 計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合7日間を限度として加算 | |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 所定単位数の6.0% | 介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数の2.7% | 特定介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 特定介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 所定単位数の2.3% | 特定介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合 | |
| 短期生活令和3年9月30日までの上乗せ分 | 所定単位数の0.1% | 新型コロナウイルス感染症対応加算(令和3年9月30日以降は見直し) | |

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。

○予防給付(要支援1,要支援2の方)には「看護体制加算Ⅰ」「看護体制加算Ⅱ」「看護体制加算Ⅲ」「看護体制加算Ⅳ」「夜勤職員配置加算Ⅱ」、「在宅中重度受入加算」「医療連携強化加算」「緊急短期入所受入加算」は適応されません。

所得段階におけるご利用料の試算

利用者負担割合が3割の方

| 介護度 | 3割 | 食費 | 滞在費 | 利用者負担 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援1 | 1,800 | 1,392 | 2,006 | 5,198 |
| 要支援2 | 2,215 | 1,392 | 2,006 | 5,613 |
| 要介護1 | 2,432 | 1,392 | 2,006 | 5,830 |
| 要介護2 | 2,658 | 1,392 | 2,006 | 6,056 |
| 要介護3 | 2,905 | 1,392 | 2,006 | 6,303 |
| 要介護4 | 3,137 | 1,392 | 2,006 | 6,535 |
| 要介護5 | 3,360 | 1,392 | 2,006 | 6,758 |

利用者負担割合が2割の方

| 介護度 | 2割 | 食費 | 滞在費 | 利用者負担 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援1 | 1,200 | 1,392 | 2,006 | 4,598 |
| 要支援2 | 1,477 | 1,392 | 2,006 | 4,875 |
| 要介護1 | 1,621 | 1,392 | 2,006 | 5,019 |
| 要介護2 | 1,772 | 1,392 | 2,006 | 5,170 |
| 要介護3 | 1,937 | 1,392 | 2,006 | 5,335 |
| 要介護4 | 2,091 | 1,392 | 2,006 | 5,489 |
| 要介護5 | 2,240 | 1,392 | 2,006 | 5,638 |

第4段階以上…市町村民税世帯課税の方

| 介護度 | 1割 | 食費 | 滞在費 | 利用者負担 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援1 | 600 | 1,392 | 2,006 | 3,998 |
| 要支援2 | 739 | 1,392 | 2,006 | 4,137 |
| 要介護1 | 811 | 1,392 | 2,006 | 4,209 |
| 要介護2 | 886 | 1,392 | 2,006 | 4,284 |
| 要介護3 | 969 | 1,392 | 2,006 | 4,367 |
| 要介護4 | 1,046 | 1,392 | 2,006 | 4,444 |
| 要介護5 | 1,120 | 1,392 | 2,006 | 4,518 |

第3段階…市町村民税世帯非課税で利用者負担段階が2段階以外の方

| 介護度 | 1割 | 食費 | 滞在費 | 利用者負担 |
|------|-------|-----|-------|-------|
| 要支援1 | 600 | 650 | 1,310 | 2,560 |
| 要支援2 | 739 | 650 | 1,310 | 2,699 |
| 要介護1 | 811 | 650 | 1,310 | 2,771 |
| 要介護2 | 886 | 650 | 1,310 | 2,846 |
| 要介護3 | 969 | 650 | 1,310 | 2,929 |
| 要介護4 | 1,046 | 650 | 1,310 | 3,006 |
| 要介護5 | 1,120 | 650 | 1,310 | 3,080 |

第2段階…市町村民税非課税で年金等の課税所得が80万未満の方

| 介護度 | 1割 | 食費 | 滞在費 | 利用者負担 |
|------|-------|-----|-----|-------|
| 要支援1 | 600 | 390 | 820 | 1,810 |
| 要支援2 | 739 | 390 | 820 | 1,949 |
| 要介護1 | 811 | 390 | 820 | 2,021 |
| 要介護2 | 886 | 390 | 820 | 2,096 |
| 要介護3 | 969 | 390 | 820 | 2,179 |
| 要介護4 | 1,046 | 390 | 820 | 2,256 |
| 要介護5 | 1,120 | 390 | 820 | 2,330 |

第1段階…高齢福祉年金受給者、生活保護受給者等

| 介護度 | 1割 | 食費 | 滞在費 | 利用者負担 |
|------|-------|-----|-----|-------|
| 要支援1 | 600 | 300 | 820 | 1,720 |
| 要支援2 | 739 | 300 | 820 | 1,859 |
| 要介護1 | 811 | 300 | 820 | 1,931 |
| 要介護2 | 886 | 300 | 820 | 2,006 |
| 要介護3 | 969 | 300 | 820 | 2,089 |
| 要介護4 | 1,046 | 300 | 820 | 2,166 |
| 要介護5 | 1,120 | 300 | 820 | 2,240 |